

利用料金表

デイサービス のあのあ

令和6年6月1日より

(1) 利用料 (1割負担)

[基本料金]

① 通所介護利用料金表 (通常規模)

サービス提供区分	サービス提供時間 6時間以上 7時間 未満利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 6時間以上 7時間 未満利用者負担額 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上 8時間 未満利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上 8時間 未満利用負担額 (1日あたり)
要介護1	584単位	592円	658単位	667円
要介護2	689単位	699円	777単位	788円
要介護3	796単位	807円	900単位	913円
要介護4	901単位	914円	1,023単位	1,037円
要介護5	1,008単位	1,022円	1,148単位	1,164円

[加算・減算]

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

② 通所介護 加算 (減算)

加算	利用単位	利用者負担額	算定回数など
入浴加算	40単位	41円	入浴介助を実施した日数
送迎減算	47単位	-48円	送迎を行わない場合 (片道につき)

③ 処遇改善加算

処遇改善加算Ⅲ	所定単位数8.0%を乗じた単位数で算定
---------	---------------------

(2) 利用料 (2割負担)

[基本料金]

① 通所介護利用料金表 (通常規模)

サービス提供区分 (2割負担)	サービス提供時間 6時間以上 7時間 未満利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 6時間以上 7時間 未満利用者負担額 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上 8時間 未満利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上 8時間 未満利用負担額 (1日あたり)
要介護1	584単位	1,184円	658単位	1,334円
要介護2	689単位	1,398円	777単位	1,576円
要介護3	796単位	1,614円	900単位	1,826円
要介護4	901単位	1,828円	1,023単位	2,074円
要介護5	1,008単位	2,044円	1,148単位	2,328円

[加算・減算]

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

② 通所介護 加算（減算）

加算	利用単位	利用者負担額	算定回数など
入浴加算	40単位	82円	入浴介助を実施した日数
送迎減算	47単位	-96円	送迎を行わない場合（片道につき）

③ 処遇改善加算

処遇改善加算Ⅲ	所定単位数8.0%を乗じた単位数で算定
---------	---------------------

（3）利用料（3割負担）**[基本料金]****① 通所介護利用料金表（通常規模）**

サービス提供区分 (3割負担)	サービス提供時間 6時間以上7時間 未満利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 6時間以上7時間 未満利用者負担額 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上8時間 未満利用単位 (1日あたり)	サービス提供時間 7時間以上8時間 未満利用負担額 (1日あたり)
要介護1	584単位	1,776円	658単位	2,001円
要介護2	689単位	2,097円	777単位	2,364円
要介護3	796単位	2,421円	900単位	2,739円
要介護4	901単位	2,742円	1,023単位	3,111円
要介護5	1,008単位	3,066円	1,148単位	3,492円

[加算・減算]

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

② 通所介護 加算（減算）

加算	利用単位	利用者負担額	算定回数など
入浴加算	40単位	123円	入浴介助を実施した日数
送迎減算	47単位	-143円	送迎を行わない場合（片道につき）

③ 処遇改善加算

処遇改善加算Ⅲ	所定単位数8.0%を乗じた単位数で算定
---------	---------------------

- (注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地の沼津市は7級地のため、単位数に10.14を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
- (注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。
- (注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

[その他の料金]

料金の種類	金額
特別な食事の費用	実費
通常の事業の実施地域を越えて行う送迎サービス	通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルごと 50円／km
食事の提供に要する費用	昼食代 575円／回、おやつ代 102円／回
教養娯楽費	行事に係る相当な費用（実費）
特別な行事費	実費
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適當と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。